庄内川事前防災行動計画（タイムライン）検討会設置要綱

（目的）
第１条　この要綱は、台風等による風水害に備えた事前防災行動計画を検討することを目的として設置する庄内川事前防災行動計画（タイムライン）検討会（以下「庄内川タイムライン検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）
第２条　庄内川タイムライン検討会は、次の各号の事項について所掌する。
（１）　台風等風水害に備えた事前防災行動計画（タイムライン）の検討
（２）　その他必要な事項

（組織構成）
第３条　庄内川タイムライン検討会は、以下のとおりとする。
１　庄内川タイムライン検討会に座長及び事務局長を置く。
２　座長は、環境防災総合政策研究機構　環境・防災研究所　松尾一郎副所長とし、事務局長は庄内川河川事務所長とする。
３　座長は、会務を総括し、庄内川タイムライン検討会を代表する。
４　事務局長は座長を補佐する。
５　庄内川タイムライン検討会にアドバイザーを置くことが出来る。
６　必要に応じて庄内川タイムライン検討会内に部会を設置することが出来る。

（会議の招集）
第４条　庄内川タイムライン検討会は座長が招集し、これを主宰する。
１　庄内川タイムライン検討会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

（委員の任期）
第５条　委員の任期は、庄内川タイムライン検討会の所掌事項が完了するまでとする。

（事務局）
第６条　庄内川タイムライン検討会の事務局は、中部地方整備局　庄内川河川事務所、名古屋地方気象台、名古屋市　消防局に置く。

（雑　則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、庄内川タイムライン検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度会議に諮って定める。

（附　則）
この要綱は公布の日から施行する。

庄内川事前防災行動計画（タイムライン）検討会　委員

【座　長】
環境防災総合政策研究機構　環境・防災研究所　副所長　松尾　一郎

【事務局長】
中部地方整備局　庄内川河川事務所　所長

【参加機関】
名古屋地方気象台
愛知県　防災局
愛知県　建設部
愛知県警察　警備部
愛知県警察　交通部
愛知県警察　中村警察署
名古屋市　緑政土木局
名古屋市　消防局
名古屋市　上下水道局
名古屋市　交通局
名古屋市　中村区役所
名古屋駅地区街づくり協議会
名古屋駅地区防火・防災管理協議会
名古屋鉄道株式会社

【アドバイザー】
京都大学 客員教授　関　克己
株式会社ハレックス　通信講座グループ担当部長　市澤　成介
日本放送協会　解説主幹　山﨑　登

【オブザーバー】
中部運輸局　総務部
中部運輸局　鉄道部
中部地方整備局　企画部
中部地方整備局　河川部

【事務局】
中部地方整備局　庄内川河川事務所、名古屋地方気象台、名古屋市　消防局

※敬称略